

参議院自由民主党
政策審議会
会長 藤井 基之殿

公益社団法人日本助産師会
会長 島田 真理恵



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職能団体として、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児の支援を行っております。

令和元年に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(成育基本法)」は、成長過程にある子どもおよびその保護者、ならびに妊産婦に対して、必要な成育医療を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。その基本的な方針の中には、周産期医療体制の整備や産後ケア事業の全国的展開、安心・安全で健やかな妊娠・出産・産後の支援および児童期から思春期の健康教育として、発達段階に応じたプレコンセプションケアの推進等があげられています。この成育医療等の提供に関する施策推進および実現に向け、以下の事を要望いたします。

また、助産師をはじめとする看護職員の処遇改善をお願い申し上げます。

要 望 事 項

1. 助産所を利用する母子にとって、安全・安心な環境が確保されるよう、助産所等における連携体制の整備を図られたい。
2. 産後ケア事業の推進を図るため、国に「産後ケア事業推進協議会の設置」、都道府県による委託先の一括調整、および事業内容別に委託費の適正化を検討いただきたい。
3. 次世代を担う成長過程にある者へ、心身の健やかな育成のための「プレコンセプションケア」の推進に助産師を活用されたい。
4. 助産師をはじめとするすべての看護職員に対し、確実なベースアップを図られたい。

1. 助産所を利用する母子にとって、安全・安心な環境が確保されるよう、助産所等における連携体制の整備を図られたい。

- 1) 医療法第 19 条の「助産所の嘱託医」について、総合周産期医療センター等が助産所の嘱託医・嘱託医療機関となるシステムの創生を検討いただきたい。

【要 望 理 由】

これまで助産所の嘱託医を受託し、開業医として地域医療に携わっていた産婦人科医師の高齢化が進み、嘱託医師の担い手が減少している。

医療法 19 条では、嘱託医の不足の対応として、「嘱託医療機関の産科又は産婦人科を担当する医師が対応する場合は、嘱託医師を定めたとみなす」とされた。また、厚生労働省医政局の通知（医政発 0929 第 15 号）では、異常時は、周産期協議会により整備された緊急搬送の連携体制の活用をすることとなっているが、嘱託医療機関の医師が平常時の嘱託医としての役割を担うことについては、困難な場合もあると聞いている。

安全・安心な環境で出産できる体制の整備として、助産所の嘱託医が確実に確保されるよう、総合周産期母子医療センター等が助産所の嘱託医・嘱託医療機関となるシステムの創生を検討いただきたい。また、このシステムは、都道府県助産師会あるいは地域の助産師会と自治体あるいは病院との組織間の申し合わせによって運営されるなど持続可能なものとされたい。

- 2) 周産期医療体制整備指針における周産期医療協議会の構成員として、都道府県助産師会の代表を明確に位置付けられたい。

【要 望 理 由】

周産期における母子の安全を守るために、全国都道府県において周産期医療協議会が設置され周産期医療ネットワークが整備されている。2020 年度の日本助産師会の調査では、周産期医療協議会に参加しているのは、47 都道県中 37 県である。また、周産期医療ネットワークに参加しているのは 37 県であり、未だ 10 府県が参加できない状況である。

このため、周産期医療協議会に都道府県助産師会代表者を加え、周産期医療を担う全ての職種で運営すること、周産期医療ネットワークに助産所が組み込まれるよう、都道府県への周知及び協力の要請をお願いしたい。

全ての女性とその家族が望む場所で安全・安心な環境で出産できる体制整備をお願いしたい。

2. 産後ケア事業の推進を図るため、国に「産後ケア事業推進協議会」の設置、都道府県による委託先の一括調整、および事業内容別の委託費の適正化を検討いただきたい。

1) 産後ケア事業の推進を図るため、国に「産後ケア事業推進協議会」の設置をお願いしたい。

【要 望 理 由】

令和3年4月から産後ケア事業が母子保健法に位置付けられ、産後ケアを必要とするすべての母子が対象となり、市町村の努力義務とされた。産後ケア事業の市町村の活動実績は、平成30年度の667から令和2年度には1158と年々増加しているものの、全国展開までには至っておらず、サービスの内容にも地域格差がある。母子にとって、生活の場である地域において産後ケアが受けられる安心感は、出産や子育ての不安を軽減し、母親の心身の健康の維持、向上につながる。産後ケア事業のさらなる利用推進のために、市長村代表・病産院の代表・県助産師会の代表等、産後ケア事業に関わる人々の話し合いができるよう、国に「産後ケア事業推進協議会」の設置をお願いしたい。

2) 産後ケア事業の推進に向け、都道府県による委託先の一括調整、および事業内容別の委託費の適正化を検討いただきたい。

【要 望 理 由】

産後ケア事業については、事業実施市町村に事業委託が可能な施設等がない場合には、当該市町村域外の病院等に依頼することとなる。産科医・助産師の偏在により、利用者の居住する市町村域内で産後ケアが提供されているとは限らない。また、総務省の「子育て支援に関する行政評価—産前・産後支援を中心として—」結果報告書では、広域連携による事業実施においては、近隣の市町村が同一の施設にその調整を行うことは市町村の負担となっていると報告されている。

産後ケア事業の委託費は、各自治体の裁量で決められているため、市町村により異なる。地域の助産師、助産所は、産後ケアの提供者として中心的な役割を担っている。しかし、市町村からの産後ケア事業委託費や利用者からの利用料では、経営が成り立たない深刻な状況があり、このままでは事業の継続が危ぶまれる。また、産後ケアの対象を1年までに延伸したことで、今まで1人の助産師が全て行っていたことが、児の発育や安全面を考えた環境の整備（ベビーベッドの設置等）、見守りの人員配置、離乳食への対応等が必要となり、助産師ひとりではできなくなっている。その結果、産後ケア事業を受託している助産所や病院の収支は一向に改善されない状況にある。

今後、産後ケア事業を推進するためには、市町村の負担軽減となるよう都道府県による委託先の一括調整、および委託費の格差が生じないための事業内容別の委託費の適正化を検討いただきたい。

3. 次世代を担う成育過程にある者へ、心身の健やかな育成ためめの「プレコンセプションケア」の推進に助産師を活用されたい。

【要 望 理 由】

わが国の年間出生数は、2016年 97万 6978人となり、100万人を割り、2020年では84万人まで減少してきている。生涯未婚率の上昇、晩婚化、出産年齢の高齢化は進んでおり、現状では出生数の増加は期待できない。

本会では大学生や若者が“子どもを産み育てる”ライフプランの選択について考える機会をもってもらうことを目的に助産師の出前健康教育プロジェクトを行っている。また小中学生を対象にした「いのちの出前講座」をはじめとして地域で活躍する助産師が中心となって、性教育、思春期健康教育、妊活促進啓発事業など成長発達段階に応じた「心と体の健康教育」を実施している。

教育効果として、“いのち“や”子どもを産み育てる”ことへの漠然としたイメージが、発達段階に応じてより具体化し、自らの生活や今後のキャリア、家族との協働を考える機会となっていることが明らかになっている。

子どもたちの「性と生殖に関する健康と権利」の視点から、成長発達段階に合わせ、心と体の健康教育の推進と健やかに子を産み育てられる「プレコンセプションケア」の推進に助産師を活用されたい。

4. 助産師をはじめとするすべての看護職員に対し、確実なベースアップを図られたい。

本会会員の約7割は病院・診療所に勤務する助産師である。現在、岸田内閣は「公的価格評価検討委員会」を設置され、看護・介護・保育・幼児教育などの処遇改善について検討していただいているが、就業には国家資格が必要にも関わらず、中心的役割を担う30代以降の看護職者の賃金は、全産業平均より低い状況である。また、新型コロナウイルスの蔓延が長引く中、重症化しやすい妊産婦等をケアする助産師自身が「感染しない・感染させない」生活を継続しながら、業務を継続することに疲弊している状況が各地から報告されている。

このような状況から助産師をはじめとする看護職員に対し、確実なベースアップを図られたい。